

会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 8 年 6 月 23 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 1 時 00 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 1 時 36 分
出 席 者	藤川 貴雄 後藤 國弘 山田 紘治 南谷 佳寛 豊島 保夫 後藤 徹	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 原 一郎 副議長 南谷 清司	
傍 聴 者		
説 明 の た め に 出 席 し た 者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	・ 6 月定例会最終日の議事運営について ・ 羽島市議会ハラスメント防止に関する指針について ・ その他	

	【開会＝午後 1 時 00 分】
藤川委員長	ただいまから議会運営委員会を開会いたします。南谷佳寛委員と山田委員からは遅刻の連絡をいただいております。本日の審議事項につきましては、タブレットに登載したとおりであります。まず、定例会最終日の議事運営について説明をお願いします。
議会事務局長	最終日につきましては、まず、懲罰動議についてを議題とし、懲罰特別委員会の委員長報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めていただきます。 次に、付託案件に対する各委員長報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決と進めていただきます。 次に、議員発議による意見書について、提出者から提案説明を願い、説明に対する質疑、討論、採決を進めていただきます。 本会議終了後は全員協議会を開催し、各種事項を報告します。その後、広報広聴委員会を開催し、8月の議会だよりの編集について協議いたします。
藤川委員長	ただいま議会事務局長から説明のあったとおり進めてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	次に、羽島市議会ハラスメント防止に関する指針について説明をお願いします。
議会総務課員	羽島市議会ハラスメント防止に関する指針という資料をご覧ください。こちらの資料から、かいつまんでご説明させていただきます。 資料の説明の前に、この指針の位置付けについてですが、こちらは既に制定されている条例や規程の補足資料であり、条例や規程に記載されていることをより詳細に説明するためのものとなります。 また、議員という立場を考慮し、基本的には皆様が加害者側とならないように、議会や議員として今後こういったことに気を付けていくという、対外的に議会や議員の立場を発信するものであると考えております。したがって、皆様が被害者になる前提の書きぶりとはなっておりませんので、その点をご留意願います。

4 ページ目をご覧ください。このページでは、ハラスメント防止のための基本方針ということで、条例の前文に掲げられている決意文を、より具体化した方針として掲げております。具体的には、まずハラスメントを未然に防ぐための組織風土の醸成、被害者保護の観点から、相談者に配慮した相談体制の運用、ハラスメントと思われる事案が発生した場合の迅速かつ適切な対応を方針として掲げております。

次に、6 ページをお願いします。6 ページから 15 ページ目までは、条例で定められている 5 つのハラスメントについて、こういった行為がそれぞれのハラスメントに該当するのかを判断するためのポイントと、具体的な事例を記載しております。この場で個別のハラスメントについての詳細な説明は省略させていただきますが、この指針のテキストボックス、つまり線で囲ってある文章についてご説明します。一本線で囲ってあるものについては、羽島市議会のハラスメント条例や規程からの引用、若しくは厚生労働省のホームページや指針、人事院のホームページといった、専門性がある信頼性の高い情報源から引用しているものです。

15 ページまで見ていただくと、この一本線のテキストボックスで囲ってある文章ばかりだと思います。したがって、羽島市議会が独自の基準で条例を運用するということではなく、全国的に広く参考とされている基準を基に運用するということになります。事務局が議員に厳しい基準を独自に設定したということではない点をご承知いただきたいと思います。

なお、8 ページ目をご覧くださいと、二重線で囲ってあるテキストボックスがあります。こちらは議員独自のパワー・ハラスメントの事例ということで、生成 AI を用いて作成したものになります。

次に、17 ページをお願いします。ここから 25 ページ目までは、実際にハラスメントと思われる事案が発生してしまった場合の対応の流れを記載してあります。こちらについては、既にお認めいただいている条例や規程に書いてあることを平易な言葉で説明したものです。相談員の心掛けや、相談員がこういった聞き取りを行うのかなど、事務的な話になりますので、説明は割愛させていただきます。

最後の 26 ページ目は、先ほど申し上げたようなテキストボックスの説明や、こういったものを引用したのかということが書いてあります。以上が、本指針の説明となります。

	ここで、若干お話をさせていただきたいと思います。これまで皆様は、ハラスメント研修を複数回受講されてきました。本指針でも記載があるとおり、ハラスメントの判断基準というものは、被害を受けた方の主観で全て判断されるものではなく、客観性が求められる部分も多くあるということは、皆様ご存知だと思います。 中には、ハラスメントは個人の主観によるのだから、自分がハラスメントだと思ったらハラスメントであり、訴えてよいと考える方がいらっしゃるかもしれませんが。訴えること自体は個人の判断ですが、実際に訴えた後の事例の判断には、客観性が求められるものだと私は考えております。 議員同士の政策面の対立や主張の食い違い、適切なプロセスを踏んだ指導や注意・助言、議場での議長の議事進行などで、当人が不満を感じることはあるかと思いますが、それが直ちにハラスメントに当たるわけではないと私は考えております。 この羽島市議会ハラスメント条例自体は、骨組みの段階から全て議員の皆様の意見をお聞きして作成したものと認識しております。与野党を問わず全ての議員の方の意見をお聞きしました。その中では、第三者に相談する仕組みは必ず必要であり、議会の同意を得ずに第三者に相談できる規程とすべきだという強い主張もございました。そういった主張も取り入れて作られた条例であり、だからこそ全会一致で制定されたのだと思っております。 条例の解釈に当たっては、また、万が一この条例を運用される際には、高い倫理観をもって使用していただきますよう、僭越ながらお願い申し上げます。 ただいまの説明につきまして、何かご意見等はございますか。よろしいですか。 〔発言する者なし〕 26 ページに留意事項として、テキストボックスは単線、二重線、点線と使い分けている旨の記載があります。そのうちの単線の部分で、条例、規則、国の指針、ホームページ等と書いてありますが、それぞれの枠の内容が何を引用しているのか、ここに記載する必要はありませんが、担当者のほうで把握して控えを残してありますか。記録が残してあると、何かあったときに参考にしやすいかと思います。
藤川委員長	
藤川委員長	

議会総務課員	全て控えてあります。
藤川委員長	実際に事案があって運用することになれば、そういった根拠となるところの事例等を引っ張ってきて、照らし合わせながら対応を検討できると思います。ですので、その資料はどこかに残しておいていただけるとありがたいと思います。基準等が変更になった際には、こちらでも変更する場合がありますので。
藤川委員長	山田委員がお見えになりましたが、現在、次第の２点目である羽島市議会ハラスメント防止に関する指針についてを議題としております。 この指針について、ご意見をいただいているところです。今のところ他の委員からは意見はないようですが、山田委員から、何かご質問等がありますか。
山田委員	大丈夫です。
藤川委員長	それでは意見もないようですので、そのように指針を定めるということによろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
藤川委員長	ご異議なしと認めまして、この指針については議長に報告し、全員協議会で協議を願うことといたします。 次に、９月定例会以降の日程案について協議いたします。局長、説明をお願いします。
議会事務局長	まず、９月定例会の日程案につきまして、執行部と日程の調整をした結果、初日は令和８年８月２８日金曜日になります。議会運営委員会につきましては、招集の４日前となっておりますので、令和８年８月２４日月曜日の予定となります。このように日程を調整しましたので、よろしくお願いいたします。 これを踏まえまして、８月１日号の議会だよりでございますが、「市議会を傍聴しましょう。次回の定例会は８月２８日午前１０時開会の予定です」と掲載をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 次に、１２月及び３月の定例会の日程案、事務局案を作成いたしました。会期日程案につきましては、定例会ごとに日程案を調整していましたが、今後は年度単位で日程案を

	お示しし、議員の皆様にお知らせをしていきたいと考えておりますので、ご協議を願います。
藤川委員長	ただいまの日程案の説明について、何かご意見等はございますか。
豊島委員	これは執行部とは調整していない事務局案ですね。
議会事務局長	調整してあります。
豊島委員	例年のことを申し上げますと、執行部の予算の発表が13日か15日ぐらいです。これはほぼ変わらないのではないかと思います。予算概要が発表されて、それに関連する一般質問を行う議員も過去にいました。一般質問に取り入れてもよいわけですから。 日程の間隔が気になっただけです。執行部に対して予算発表を早くせよというのは無理だと思いますので。
藤川委員長	予定では3月定例会最終日が3月17日と、かなり前倒しになっております。ここまでに議決をしなければならないとなると、予算の審議や予算編成もそれなりに前倒しになってくるのではないかとこのところがあります。そうしないと十分な審議時間が取れなくなります。 全体的な予算編成を含む日程が前にいくことになるのではないかと思います。この関係で、議会側から議長を通じて、執行部に対して予算編成の時期の検討をしていただくように申し入れるような形ではいかがでしょうか。
豊島委員	特に発表者である市長のお立場、そして事務手続もあります。県下の動向を見ても、何も競争するわけではありませんが、羽島市もいつもトップクラスの早さです。これより早くというのは厳しいと思います。 これを繰り上げたのは広報の関係ということですか。
藤川委員長	最終日を繰り上げることで、広報の編集期間を確保するということです。
豊島委員	議会側の都合はそうですが、あとは執行部がどのようにご判断されるかです。執行部に対しては余り言えませんが、大体どこの市も同じような時期に発表しています。早くすることは、頑張ってもらわなければなりませんが、厳しい

	と思います。意見です。
藤川委員長	豊島委員にご指摘いただいたことは、新年度予算の審議の過程や、十分な審議時間があるかということにも影響してきます。議会運営委員会での懸案事項ということで議長に申し入れ、議長から執行部のほうへ検討をお願いしていただくという形ではいかがでしょうか。
豊島委員	よいです。
藤川委員長	執行部には執行部の事情もあるかと思いますが、議会と執行部との調整の中で、検討しながら進めていきたいと思います。そのように議長に申し入れたいと思います。 日程の関係について何かご意見等はございますか。 〔発言する者なし〕
後藤國弘委員	議場での服装についてですが、通年でノーネクタイというのは以前から決まっていたと思います。しかし、ポロシャツでは駄目かという議員もいらっしゃいますので、その点についてお聞きしたいです。
藤川委員長	議場での服装規定のようなものはあるのでしょうか。
議会事務局長	令和３年に執行部が勤務中におけるノーネクタイの通年実施を試行することになりました。その際に、議会でも話し合い、その結果、議会も通年でノーネクタイにすることと、品位を失わない節度ある服装とすることが決まっております。それ以外のポロシャツ等の取扱いについては、話し合いの中では出てきておりましたが、特段決まっておりません。
藤川委員長	後藤國弘委員からの提案につきまして、局長から説明のあったとおり、細かい規定までは議会の中にはありません。ノーネクタイでもよいということになっており、品位を損なわない服装であることというルールとなっております。 この際、こういった服装であれば品位を損なわないかという確認など、ルール化が必要ということであれば、皆様と協議をしなければならないと思います。服装の関係について、ご意見等がありますでしょうか。

南谷佳寛委員	議会の中でどこまでを許容するかということですが、Tシャツなどの襟のない服装はやはり好ましくないと思います。私は大学の際にボウリングをやっていましたが、ボウリングでもTシャツは不可で、ユニフォームでもポロシャツまでということに決まっていたので、襟があればよいと思います。 ハワイに行っても、アロハシャツは襟がついているのでレストランに入れますが、Tシャツ等では入れないということを知ったこともあります。私は襟があればよいと思いますが、皆様のいろいろなご意見があるかと思います。
藤川委員長	ほかに何かご意見等はございますか。 〔発言する者なし〕
藤川委員長	仮にルールを明確に決めたとして、服装チェックのようなことをするのもどうなのかなと。誰がやるのかという話になります。
山田委員	これは夏場の話をしているのですか。
藤川委員長	夏とは限定はしませんが、服装についてです。
山田委員	決めればよいのではないのでしょうか。
藤川委員長	どのように決めたらよいのでしょうか。
山田委員	今までも、ワイシャツも色のついたものや派手なものを着たり、真っ黒系のものを着てきたりする人もいましたが、その辺りは常識の範囲内といえますか。先ほどのお話のように、もちろん襟はなければなりません、夏場ですから半袖などいろいろあります。大平総理のときだったか、省エネルックが導入されて、そういったものを着ていた時期もありました。あの辺りから夏の服装が変わってきたのだと思います。それまではワイシャツにネクタイ、背広という服装が当たり前でしたが。 今までのような服装でよいのではないのでしょうか。全国的にノーネクタイが普及して、6月から9月までと決まっていますので、それはそれとして。 〔「今は通年でノーネクタイです」と呼ぶ者あり〕

藤川委員長	山田委員のご意見としては、今までどおりでどうかというご意見ですね。
山田委員	ポロシャツは、古い考えかもしれませんが少し行きすぎかなと思います。あくまで議場での話ですからね。ある程度は抑えたほうがよいのではないのでしょうか。 アロハシャツの話も出ましたが、夏はアロハシャツでやりましょうという時期が一時ありましたね。私も以前、提案したことがあります。文化センターが完成した当時、みんな揃ってアロハシャツにしましょう、議場でもアロハシャツにしましょうと提案したことがあります。なかなかそこまではいきませんでした。服装を揃えるのはよいと思います。
藤川委員長	今、山田委員からお揃いというご提案もありましたが、ポロシャツにしても様々な種類や色がある中で、学校の制服のような考え方になりますが、議会で指定したものであれば議場でも着られるという提案ではないかと思います。
山田委員	決めると、みんなその服を着なければならなくなるという問題もあります。かといって、決めたのにバラバラであれば決める必要がないわけですから、今までどおりでよいのではないのでしょうか。そんなに問題はなかったと思います。ただ、ノーネクタイになっただけでも楽になりました。昔はノーネクタイすらありませんでしたから。
後藤國弘委員	ポロシャツは、例えば6、9月議会に関しては着用可として空調を1度上げるといったように、省エネの観点から半袖でジャケットなしということであればよいと思っております。6、9月議会に関してはそういう形で進める方向性で、最低限の品位といえはやはり襟があることですので、襟のあるポロシャツ又は半袖のワイシャツがよいと思っております。 ここだけで決めるのではなく、このような意見も出しましたが皆様はどうですかと、全員協議会で聞いていただければよいかと思います。
藤川委員長	後藤國弘委員から、全員協議会で皆様に問いかけてみてはどうかというご意見がございました。この場で細かいところまで決められるかといいますと、全議員に関わること

藤川委員長	ですので、次回の全員協議会において、このような話題があったのでご協議を願いますという形で、協議をお願いする方向性としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、ただいま後藤國弘委員からご提案がありました議場での服装の関係につきましては、全員協議会で協議を願うということで進めていきたいと思います。ほかに何かございますか。よろしいですか。 〔発言する者なし〕
藤川委員長	議長、何かございますか。 〔発言なし〕
藤川委員長	副議長、何かございますか。 〔発言なし〕
藤川委員長	議会運営委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。 【閉会＝午後 1 時 36 分】